

金・プラチナ取引における障害時等に関する取扱いについて

I. 定義

1 提示価格

当社がお客様に提示する貴金属の価格（小売価格及び買取価格）は、ロンドン貴金属市場その他の流通市場における価格を参考に当社の業務提携先事業者が生成し、当社がお客様に提示する価格をいいます。

2 正常価格

ロンドン貴金属市場その他の流通市場における価格より著しく乖離することなく提示された価格をいいます。

3 異常価格

何らかの要因でロンドン貴金属市場その他の流通市場における価格より著しく乖離して提示された価格をいいます。

4 システム障害の定義

金・プラチナ取引システム（当社又は当社の業務提携先事業者における取引システム、プログラム、回線等、設備装置の一切を含みます。以下、「システム」といいます。）の不具合により、異常価格をお客様に提示し、又はお客様の注文の受注若しくは受注した注文の約定処理が遅延若しくは不能となった状態をいいます。

II. 判定

1 異常価格の判定

異常価格は、当社及び当社の業務提携先事業者において、所定のルールに基づき判定しま

す。

Ⅲ. 約定の取扱いについて

① 異常価格が提示された場合の取扱い

異常価格が提示され、当社及び当社の業務提携先事業者において所定のルールに基づき約定等の修正が必要であると判断された場合、原則として以下のとおり取扱います。

- ① 異常価格により約定した取引は、取り消します。
- ② ①の取消しが定額積立取引又は定量積立取引に係る約定取引である場合、これらの取引は取り消した上で、その後提示された正常価格にて購入します。
- ③ ①又は②の取消しが困難な場合においては、当該取消しに係る取引の反対売買を行い、生じた差額を入出金にて調整する場合があります。

② システム障害発生時の取扱い

システム障害の発生によりお客様に損失が発生した場合、原則として以下のとおり取扱います（専ら異常価格が提示された場合は上記①に基づき取扱います。）。

- ① 当社がお客様の注文を受注できなかった場合に生じる機会損失は補償の対象外とします。
- ② 当社が受注した注文であって約定未成立となった注文は、受注時の提示価格で約定が成立したものとして訂正を行います。
- ③ 受注時の提示価格と異なる価格により約定した注文については、受注時の提示価格に約定価格の訂正を行います。
- ④ ③の約定価格の訂正が困難な場合においては、本来約定すべき価格と実際の約定価格との差額を入出金にて調整する場合があります。
- ⑤ ②における訂正が困難な場合においては、約定を成立させた上で④の処理を行う場合があります。

(2012年5月)